

日本 LCA 学会表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、日本 LCA 学会会則（以下「会則」という。）第 17 条に基づき、会則第 3 条(2)に規定する「LCA を中心とするライフサイクル的思考に関する業績の表彰」の実施について定める。

(表彰の種類)

第2条 本学会に学会功労賞、功績賞、論文賞および奨励賞を設け、会員を表彰する。

2. 学会功労賞は、日本 LCA 学会の発展に貢献した者を表彰する。
3. 功績賞は、LCA を中心とするライフサイクル的思考の分野において、顕著な業績を挙げた者を表彰する。
4. 論文賞は、日本 LCA 学会誌および提携誌に掲載された原著論文の中から、特に優れた論文を選び、その著者を表彰する。
5. 奨励賞は、LCA を中心とするライフサイクル的思考において独創的な研究による論文、著書等を発表し、将来の活躍が期待できる満 40 歳未満の者を表彰する。

(表彰者選考委員会)

第3条 会長は、理事会の議決を経て、表彰担当理事及び 8 名以内の表彰者選考委員を委嘱する。

2. 表彰担当理事及び表彰者選考委員は、表彰者選考委員会（以下「委員会」という。）を組織する。
3. 委員会の委員長は、表彰担当理事が務める。
4. 委員会は、第 2 条に定める表彰者の選考及びこれに必要な事務を行う。
5. 委員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。

(募集方法)

第4条 委員会は毎年、正会員に対し、文書又はホームページで、第 2 条に定める表彰に相応しい者の推薦を公告する。

2. 正会員は、正会員 3 名以上の連名をもって、第 2 条に定める表彰に相応しい者を、別に定める推薦書により推薦することができる。
3. 学会功労賞に相応しい者は、理事会が推薦することができる。
4. 論文賞に相応しい論文は、学会誌編集委員会が推薦することができる。

(表彰者の決定方法)

第5条 委員会は、第 4 条により推薦された者を審議し、各賞の受賞対象者を選考し、その理由を添えて理事会に報告する。

2. 理事会は、委員会の報告を審議し、表彰者を決定する。

(表彰及び記念講演)

第6条 表彰は、原則として研究発表会において行う。

2. 学会功労賞、功績賞、論文賞及び奨励賞の受賞者は、原則として研究発表会において受賞記念講演を行う。

(規則の改廃等)

第7条 この規則の改廃は理事会の承認を経て行う。

2. この規則に定め無き事項については、表彰担当理事が決定し、委員会及び理事会に報告する。

付則 1. 本規則は、平成 20 年 12 月 3 日より施行する。
2. 平成 21 年 7 月 9 日 一部修正

日本 LCA 学会表彰に関する内規

(学会功労賞)

1. 学会功労賞に相応しい者の推薦には、様式 1 の「功労賞推薦書」および「本人の略歴および業績内容」を必要とする。
2. 表彰者数は若干名とする。

(功績賞)

1. 功績賞に相応しい者の推薦には、様式 2 の「功績賞推薦書」および「本人の略歴および業績内容」を必要とする。
2. 表彰者数は若干名とする。

(論文賞)

1. 提携誌とは、International Journal of Life Cycle Assessment 誌をいう。
2. 論文賞の対象となる論文の掲載時期は、当分の間は期間を定めず、掲載済みの原著論文のすべてを対象とする。
3. 学会誌編集委員会からの推薦の手続きについては、同委員会において規程を作成する。
4. 論文賞に相応しい論文の推薦には、様式 3 の「論文賞推薦書」および当該論文の写しを必要とする。
5. 表彰論文数は若干編とする。

(奨励賞)

1. 奨励賞の対象である 40 歳未満とは、表彰年度の 12 月 31 日現在、39 歳までをさす。
2. 奨励賞に相応しい者の推薦には、様式 4 の「奨励賞推薦書」および「本人の略歴および業績内容」を必要とする。
3. 表彰者数は若干名とする。

(提携誌掲載の論文が受賞した場合)

1. 提携誌掲載の論文の英文論文が論文賞を受賞した場合、日本 LCA 学会誌に和訳した同論文を掲載することとする。

(選考委員が賞の推薦を受けた場合)

1. 表彰担当理事及び表彰者選考委員が賞の推薦を受けた場合、あるいは推薦を行った場合は、当該表彰者の選考から外れることとする。

(賞の推薦期間)

1. 賞の推薦期間は、毎年 10 月 1 日から 11 月 15 日までとする。

- 付則
1. 本規則は、平成 20 年 12 月 3 日より施行する。
 2. 平成 21 年 12 月 17 日 一部修正
 3. 平成 23 年 6 月 13 日 一部修正